

## 相談

### 司法書士による無料法律相談

★面談方式 事前にご予約ください。

日 8月21日(月)～25日(金)

午後1時～5時

会 市内の各司法書士事務所

内 土地や建物の売買、贈与、相続、担保権の設定等の手続き

金銭の貸し借り、借地・借家等の

トラブルの申し立て

その他、お気軽にご相談ください。

問 司法書士会佐渡支部

☎ 63-6987

(平日・午前9時～午後5時)

### 土地家屋調査士による無料相談

★面談方式 事前にご予約ください。

日 8月21日(月)～25日(金)

午後1時～5時

会 市内各土地家屋調査士事務所

内 土地の境界がわからない

宅地だが、登記の地目は農地となっている

何でもお気軽にご相談ください。

問 土地家屋調査士会佐渡支部

☎ 52-6252

(平日・午前9時～午後5時)



## お知らせ

ごみの収集運搬の注意点！

### 「無許可」の業者への依頼は絶対ダメ!!

一般家庭から排出されるごみの収集運搬は、廃棄物処理法の規定により、市が委託した業者か市が許可した業者しかできません。

### 飲食店などを営む皆さまへ

厨房にあるグリーストラップから出る油脂や汚泥などは、クリーンセンターや地域のごみ集積所へは出さないでください。

これらの処理も市が許可した業者に依頼し、適正な処理をしてください。

問 市民福祉部環境対策課

クリーン推進係

☎ 63-3113



### 建築物・屋外広告物を作る前に事前にご相談ください!

○景観条例に基づく届け出

市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物、工作物等において届け出が必要です。

建物などを建てる際には、大きさや色などを市へ届け出ていただき、景観に合ったものであるかを確認していただきます。また、新築・増築・改築または移転の場合は、用途にかかわらず、延床面積10㎡以上のもは届け出が必要です。

なお、相川市街地・西三川笹川地区および佐渡金銀山遺跡周辺は、使用する素材なども協議が必要となりますので、事前にご相談ください。

○屋外広告物条例に基づく許可

周囲の景観と調和した広告物の形成などを目的に、一定規模以上の広告物を設置する場合は、事前に市の許可が必要です。

設置場所や広告物の種類などによって、許可基準が異なりますので、事前にご相談ください。

問 建設部建設課 住宅・都市計画係

☎ 63-5118

### 佐渡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録申請をお願いします

選挙管理委員会では、毎年9月1日現在で、「佐渡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿」を調製しています。該当する方は、期限までに必ず申請してください。

申請書は各漁業協同組合と選挙管理委員会にあります。

☎ 12月5日の時点で満18歳以上の方で、1年間に90日以上漁船を使用する漁業を営む方、または漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕もしくは養殖に従事する方

☎ 9月5日(火)

提出先 所属する各漁協

問 選挙管理委員会

☎ 63-3111(代)



選挙のめいすいくん